

令和2年8月7日（金）第5回会議後
政策検討会議での改定（案）

R2. 8. 11現在

大津市議会BCP(業務継続計画)

令和2年8月

(第4版)

目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的.....	- 1 -
2. 災害時の議会、議員の行動方針	- 2 -
(1) 議会の役割	- 2 -
(2) 議員の役割	- 2 -
3. 災害時の市との関係.....	- 3 -
4. 想定する災害	- 4 -
5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準.....	- 5 -
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築.....	- 5 -
① 議会局の体制.....	- 5 -
ア 議会局職員の行動基準	- 5 -
イ 議員への安否確認方法と確認事項	- 12 -
② 議会の体制	- 13 -
ア 災害対策会議の設置	- 13 -
イ 議員の基本的行動.....	- 14 -
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準	- 14 -
エ 災害対策会議などの指揮・命令系統	- 16 -
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理.....	- 18 -
① 行動形態.....	- 19 -
② 行動基準.....	- 20 -
③ 議員の参集方法など.....	- 22 -
(3) 審議を継続するための環境の整理.....	- 24 -
① 庁舎の建物・設備	- 24 -
② 通信設備	- 24 -
③ 情報システム.....	- 24 -
④ 備蓄品などの確保	- 25 -
(4) 情報の的確な収集	- 26 -
① 地域の災害情報の収集など.....	- 27 -
② タブレット端末の活用	- 27 -

6. 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準	- 28 -
(1) 感染症に係る発生段階別の考え方.....	- 28 -
(2) 業務継続（感染防止）体制の構築.....	- 31 -
① 議会局の体制.....	- 31 -
ア 議会局職員の行動基準.....	- 31 -
イ 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項.....	- 35 -
② 議会の体制.....	- 36 -
ア 災害対策会議の設置.....	- 36 -
イ 議員の基本的行動.....	- 38 -
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準.....	- 38 -
エ 災害対策会議などの指揮・命令系統.....	- 39 -
(3) 行動時期に応じた活動内容の整理.....	- 41 -
① 行動形態.....	- 42 -
② 行動基準.....	- 43 -
③ 議員の参集方法など.....	- 45 -
(4) 審議を継続するための環境の整理.....	- 47 -
① オンライン会議の活用.....	- 47 -
② 備蓄品などの確保.....	- 47 -
③ 一般傍聴者への対応.....	- 48 -
(5) 情報の的確な収集・発信.....	- 49 -
① 地域の要望等の収集・発信など.....	- 50 -
② タブレット端末の活用.....	- 50 -
(6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等.....	- 51 -
① 議会フロアの閉鎖.....	- 51 -
② 議会フロアの消毒.....	- 51 -
③ 罹患者等の復帰基準.....	- 51 -
④ 職員の業務体制（2日間の閉鎖期間中）.....	- 53 -
7. 議会局における業務継続のための業務仕分け	- 55 -
8. 議会の防災計画と防災訓練	- 61 -
(1) 地域の災害情報の収集など.....	- 61 -
(2) 議会の防災訓練.....	- 61 -

9. 計画の運用	- 62 -
(1) 議会BCPの見直し	- 62 -
(2) 見直し体制	- 62 -
(3) 携帯ハンドブック	- 62 -
10. 計画の体系図	- 62 -
(1) 時系列にみる基本的行動パターン	- 62 -

- 別添様式1 議員及び職員安否確認表
- 別添様式2 議員及び職員安否（健康状態）確認表
- 別添様式3 情報収集連絡表
- 別添様式4 健康観察表
- 安否状況確認カード
- 安否確認等のメール雛形

資料

- 大津市議会BCP策定に係る政策検討会議のメンバー
- 政策検討会議の会議の経過
- 新型コロナウイルス感染症に係る経過(令和2年)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応(議会運営委員会確認事項)
- 議会BCPの見直し(改正履歴)

1. 業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

また、本市においても平成24年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

（平成26年3月）

令和2年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに議事・議決機関である市議会の活動を一定制限する事態となった。

このことから、治療法や予防法が確立されていない感染症に対応するための組織体制や議員の行動基準などを定めるものである。

（令和2年8月）

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

3. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。

そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

このことから、議会においては、市危機管理基本計画の各カテゴリーにおける災害対策本部、国民保護対策本部・緊急処理事態対策本部、危機対策本部（以下「対策本部」という。）の設置後、速やかに大津市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

4. 想定する災害

議会 BCP の対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市危機管理基本計画の各カテゴリーにおける対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・ 震度 5 強以上の地震
風水害	・ 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
感染症	・ 治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・ 上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は議会と議会局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会局の体制

市において、地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部及び国民保護対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合には、議会局の職員（以下「議会局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている議会局職員（第1次参集者）は、災害情報を把握次第、速やかに議会局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。なお、参集にあつては、当該議会局職員やその家族の被災、当該議会局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制（第2次参集者）を整えるものとする。

ア 議会局職員の行動基準

(イ) 災害が勤務時間（8時40分～17時25分）内に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

（本会議又は委員会開催中）

本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、安否状況確認カードを活用するなど迅速に行う。また、これらに備え会議における議長及び委員長の非常時対応マニュアル（口述書）を作成する。

（休会又は閉会中）

休会又は閉会中における非常時優先業務は、まず、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、その他の非常時優先業務を行う。

(ロ) 災害が勤務時間外（ハの休日を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認する。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

(ハ) 災害が休日（土曜・日曜・祝日）に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- 職員の安否確認
- 議会局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 災害対策会議の設置
- 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道などインフラの確認
- 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- 報道対応など

議会局職員の参集基準（参集者、参集時間、参集方法など）

災害種別	参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震	第1次参集者 5名 局長 次長 議会総務課長 議会総務課総務係長 議事調査課長 ※次長が課長を兼務する場合又は課長職の者が不在の場合は、当該所属の次の職位の者とする	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	タブレット端末（所持者）携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サイバルローラーバックを活用
	第2次参集者 4名 議会総務課2名 議事調査課2名	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	全域	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集		
	局地	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制を確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集 （災害場所の情報収集に努め、必要に応じて第2次参集者に事前に連絡）	同上	同上

		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
その他	同上	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

- ◇ 第1次参集者と第2次参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本、徒歩にて本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ◇ 第1次参集者は、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第2次参集者にその旨を連絡し、第2次参集者が参集する。
- ◇ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ◇ 議会局職員間の連絡は、議会局の緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。
- ◇ 参集途上適宜、災害情報を収集する。
- ◇ 一人が継続して48時間を越えて災害対応に当たることのないよう、議会局の交替勤務体制を整え健康管理に留意する。
- ◇ 「検討課題」 現在、議会局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。

⇒ 平成26年4月から組織体制が見直され、議会局からは本部員として局長、連絡調整班1名の選出となった。

参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）

災害種別	地震（震度5強以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参集	<p>突発的な災害であり、災害情報も無く、事前に参集している職員はいない。</p> <p>市内において震度5強以上が計測された場合に、第1次参集者（5名）が参集する</p>	<p>予め災害に備える体制として、警報発令時には2号体制で1名の職員が議会局に参集している。</p> <p>市の災害警戒本部が設置された場合には、当該職員に加えて、2名の職員が参集する</p> <p>市の災害対策本部が設置された場合には、当該職員に加えて、第1次参集者（5名）が参集する</p>
初期対応事項	<p>第1次参集者は、局長の指示に従い次の非常時優先業務に当たる。その優先順位は、次のとおり</p> <p>① 庁舎（議会局）の被災状況及び情報端末機器等の確認</p> <p>② 災害対策会議の設置場所の決定</p> <p>③ 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①）</p> <p>④ 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>⑤ 職員の安否確認（雛形③）</p> <p>⑥ 市の災害対策本部との連携など（災害情報の収集）</p>	<p>2号体制等で参集している職員は、第1次参集者の参集を待たずに速やかに、次の非常時優先業務に当たる</p> <p>① 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①-1）</p> <p>② 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>③ 職員の安否確認（雛形③）</p> <p>第1次参集者は、市の災害対策本部との連携など非常時優先業務に当たる</p>
災害対策会議のメンバーへの参集指示	<p>災害対策会議は、市の災害対策本部の設置後、速やかに設置することになっているが、地震の場合には、庁舎（議会局）の被災状況等の確認が必要なことから、予め議会局職員が参集していないことから、その参集指示は、第1次参集者が参集し、被災状況を確認した後に行う</p>	<p>風水害では、庁舎（議会局）に大きな被害が無いと考えられること、また、予め職員が2号体制により1名参集していることから、その参集の指示は、第1次参集者を待たず、市の災害対策本部の設置後、速やかに行う</p>

議員及び職員 の安否確認	議員及び職員の安否確認は、まずはメール（雛形）で行う。返信が無い場合には、携帯電話又は固定電話で確認する。なお、確認された内容は、議会局に備える冊子（大津市議会 BCP 関係綴）に議員及び職員ごとに整理する
-----------------	---

<p>災害対策 会議の運 営</p>	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 第1委員会室、議長室又は議場 (庁舎（議会局）が被災した場合は、別に定める場所) ・司会 局長 ・議事進行 議長 ・報告事項 市の災害対策本部等における災害情報、議員と議会局職員の安否情報等 ・協議事項 全議員の参集の有無・時期など ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・記録 会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真 会議の状況を、記録写真として残す ・会議を議場で行う場合には、大型スクリーンを活用する <p>・次第（例）</p> <p style="text-align: center;">第 回大津市議会災害対策会議</p> <p style="text-align: right;">日時：令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">： から</p> <p style="text-align: right;">場所：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○について （報告） (仮) 市の災害対策本部等における災害情報について 2. □□□について （協議） (仮) 全議員への参集の有無について 3. その他
----------------------------	---

イ 議員への安否確認方法と確認事項

(イ) 議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ロ) 議会局の情報通信端末が使用できない場合

議会局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ハ) 議会局と議会局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

※「検討課題」 通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

安否確認事項

別添様式1「議員安否確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- 地域の被災状況

※来庁している議員の安否確認は、安否状況確認カードを活用する。

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市の災害対策本部等の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、災害対応に当たるものとする。災害対策会議は、議長と副議長、3人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(災害対策会議)

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる <input type="checkbox"/> 災害対策会議の運営に関すること <input type="checkbox"/> 議員の安否に関すること <input type="checkbox"/> 議員の参集に関すること <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の開催に関すること <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の協議事項などに関すること <input type="checkbox"/> 災害情報の収集などに関すること <input type="checkbox"/> 市の災害対策本部等との連携に関すること <input type="checkbox"/> その他、災害対応に必要と考えられること

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市の災害対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会局 (第1委員会室、議長室又は議場)	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する

風水害	全域	同上	同上	市の災害対策本部等の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	同上	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。そのため、議員の消防団及び自主防災会などにおける活動については、消防団及び自主防災会などの活動の必要性と役割について十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割や活動との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員又はメンバーに留め、消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、学区自主防災会の会長などの役職には就かないものとする。

- ◆ 災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ◆ 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ◆ 災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ◆ 災害対策会議の議員は、災害対策会議が設置された場合には、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

(イ) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安

否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

(ロ) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集※に当たる。

(ハ) 災害が議員が市内にいない時に発生した場合

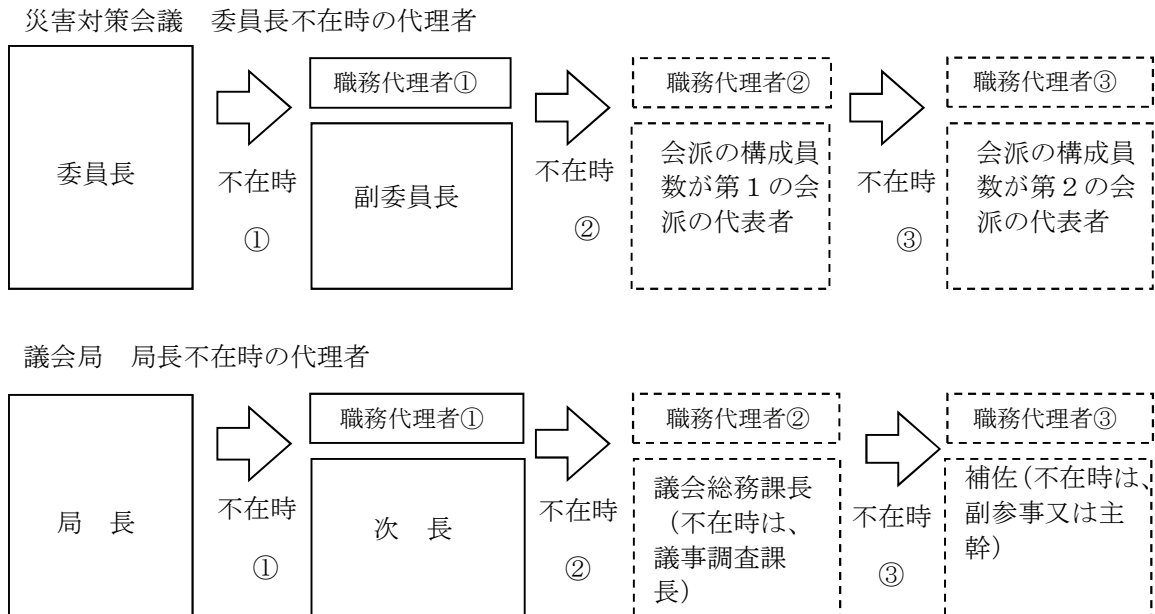
議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し災害対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

※災害情報の収集

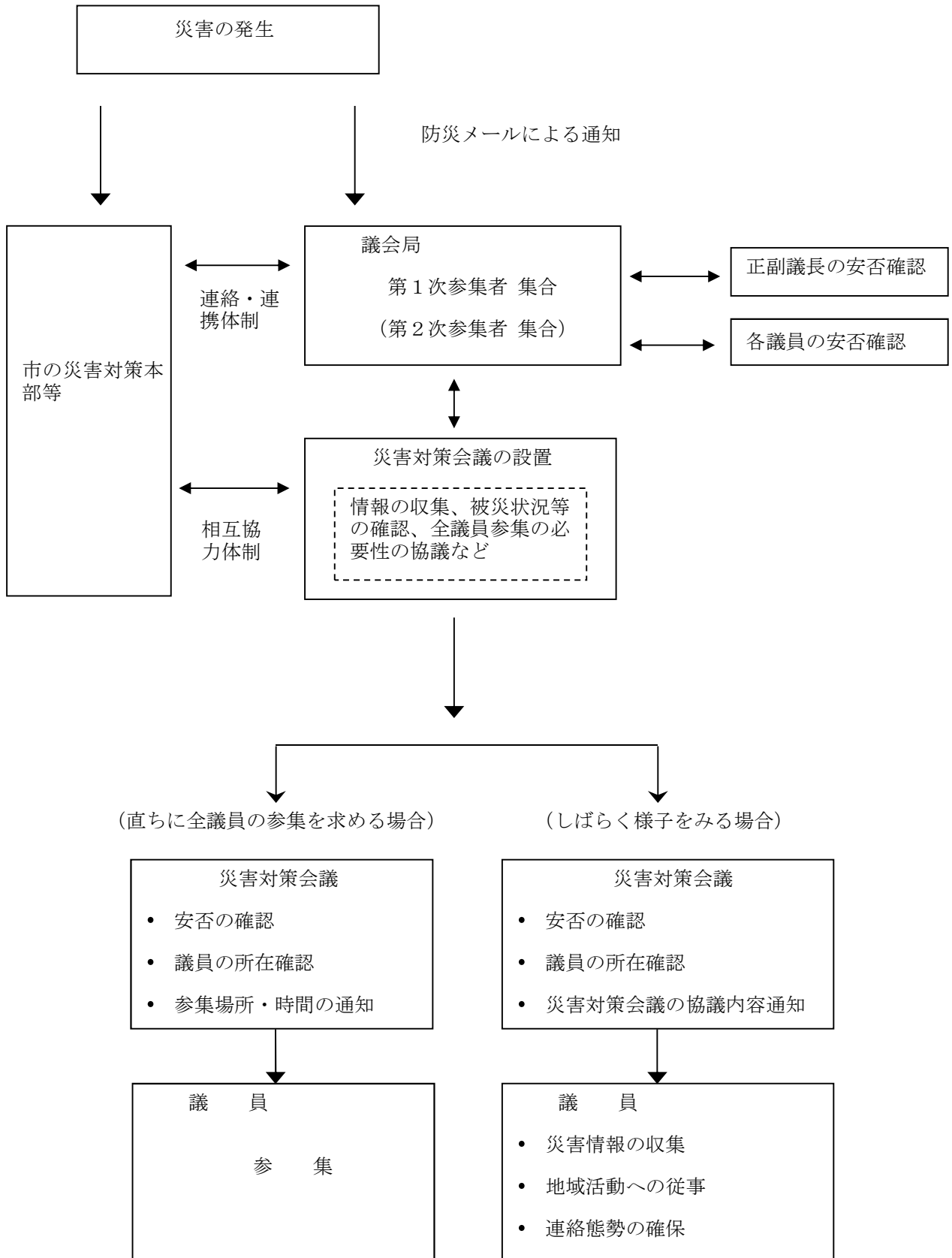
災害情報は、別添様式2「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し災害現場の写真などを議会局に報告（タブレット端末・メール・FAX）する。

エ 災害対策会議などの指揮・命令系統

災害対策会議と議会局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。



(災害時の議会・議会局の行動の流れ)



(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

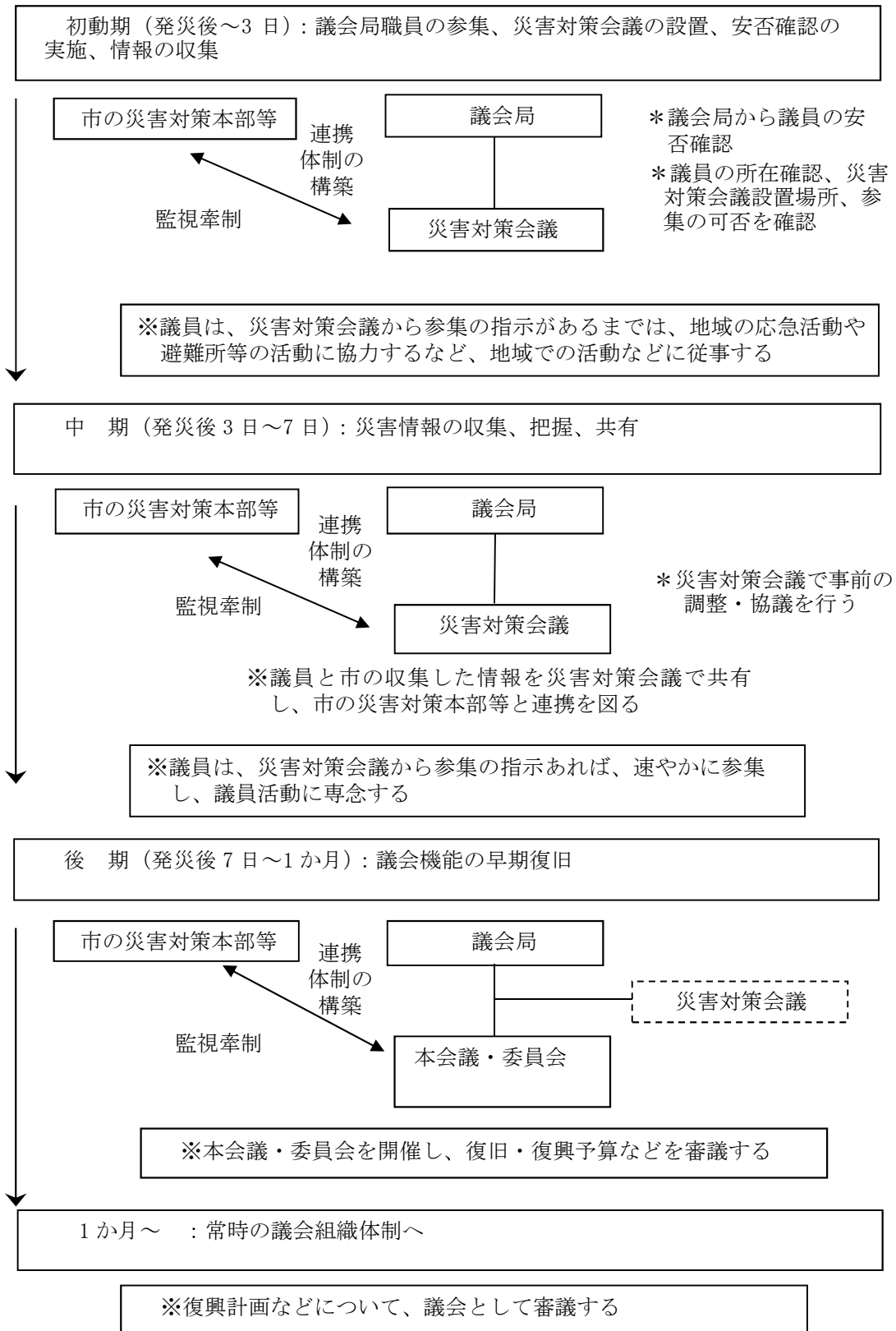
災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が考えられるところであるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

※平成 27 年 4 月 議決事件に追加（大津市議会会議条例第 6 条の 2）

① 行動形態

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



② 行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

議会局職員、災害対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地震編

時 期	議会局職員の行動	災害対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生 直後 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 第1次参集者又は第2次参集者は、議会局へ参集 ・ 議会局の被災状況の確認(対策会議の場所決定) ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 災害対策会議の設置 ・ 議会局の情報端末機器の確認 ・ 市と連絡体制確保 ・ 電気、水道の確認 ・ 交替体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市の災害対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会局に安否報告 ・ 災害対策会議メンバーの参集
24時間 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議場、委員会室などの被災状況の確認 ・ 議場、委員会室の放送設備の確認 ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否などの情報整理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力

48時間 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部と情報の共有 ・ 議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
72時間 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 ・ 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・ 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示を踏まえて行動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
【中期】 3日 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 ・ 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・ 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示を踏まえて行動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
7日 }	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 議会再開に向けた準備 ・ 通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議、委員会の開催準備 ・ 復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 議決事件の審議・議決 ・ 復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・ 復興計画の審議 ・ 通常の議会体制へ移行
1か月程度			

※「検討課題」 風水害、その他の災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などについて明記をしていくことが必要である。

③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

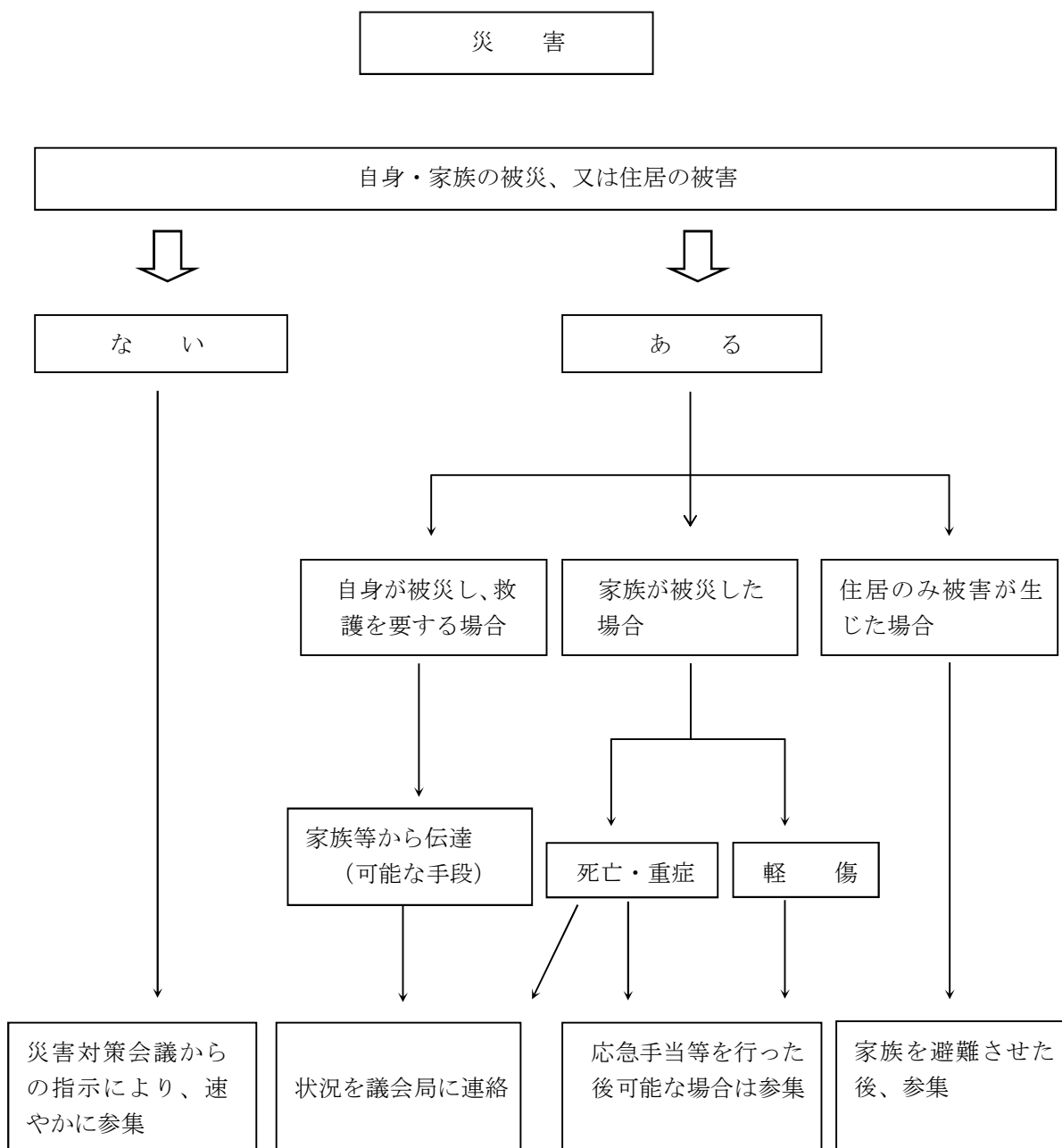
議員の参集基準

災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服 装	携帯品
地震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会局（本館3階） 本庁が被災した場合 ⇒ 災害対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバックを活用
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
この場合、直ちに議会局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置(対応)が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会局、議場、委員会室のある本館は、昭和42年に建築されており新耐震基準を満たす建物ではなく(平成22年に生存空間を確保するための耐震補強を実施)、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、本館が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、議会とパートナーシップ協定を締結している大学のホールや教室、また災害協定を視野に市内のホテルなども考えられるところであるが、根本的には新耐震基準を満たす施設の建設や改修という物理的かつ金銭的な課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、庁舎新館の会議室などを代替施設(議会局の参集場所、災害対策会議の設置場所)として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館や歴史博物館のホールや会議室などの使用(会議の開催場所)について、市と協議する必要がある。

※新耐震基準を満たしていない市役所本館が使用不可となった場合の代替施設として新館7階特別会議室を想定(市業務継続計画より)

② 通信設備

現在、議会局には、災害時優先電話は配置(分配)されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時においては、その利用の集中・輻輳により、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置(分配)について、市と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線などを確保する必要がある。

※平成26年4月 災害時優先電話配置

③ 情報システム

現在、議会局では会議録検索システムと議員報酬システム、議員経歴管理システムの3システムを保有している。その管理については、議員報酬システムと議員経歴管理システムは

市のネットワークシステムを介さず議会局で管理し、会議録検索システムは市のネットワークシステムの中で管理をしている状態であるが、3システムはいずれも市のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。(ICT 部門の業務継続計画を策定)。しかし、庁舎間のネットワークが断線した場合には、会議録検索システムが一時的に利用できなくなる可能性がある。市の他のシステム管理との関連性から議会単独での措置は難しいところであるが、ネットワーク回線の二重化などの対策が必要である。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後頃から救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日間分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっている。しかしながら、現在、市の地域防災計画では、市民を対象に1日分の食料しか確保されていない状況である。また、議会においても議員と議会局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と議会局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(イ) 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と議会局職員をあわせて50人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理する必要がある。

※平成28年1月 非常食セット配備

※令和元年6月更新

(ロ) 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ(トイレパック)や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品について、確保しておく必要がある。

※平成28年1月 災害用防災毛布、救急セット配備

(ハ) 災害被災者への対応

災害時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておく必要がある。

(ニ) 防災キットなどの確保

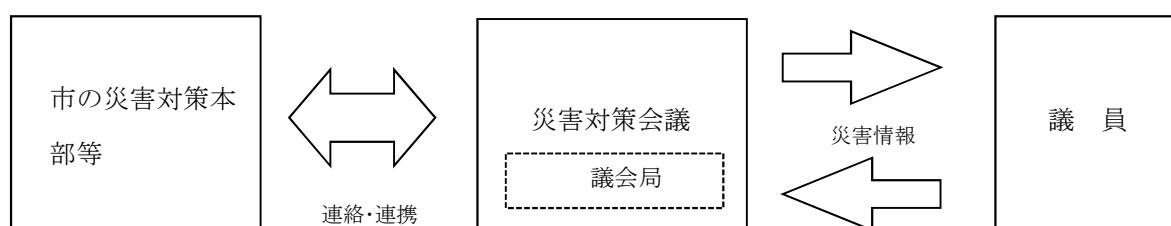
議員と議会局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用として、マウンテンバイクなどを計画的に確保する必要がある。

※平成 27 年 5 月 サバイバルローラーバック配備

※平成 27 年 8 月 防災用（折畳式）ヘルメット議場配備

（４）情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される初動支所班や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市の災害対策本部等と災害対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。



※ 市の災害対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。（現在、市の災害対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。）

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り災害対策会議を窓口として行うものとする。

① 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式2「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

② タブレット端末の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づき、タブレット端末（会議（同期）システムの災害用フォルダ）に保存する。また、災害対策会議などにおいては、フェイスタイム（テレビ（音声）通話）を活用し、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

6. 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 感染症に係る発生段階別の考え方

現在、国内において感染者が発生している新型コロナウイルス感染症においては、治療薬やワクチンの開発が進まなければ、収束をすることは考えにくく、今後も、再度の感染拡大や一定抑制を繰り返すことになると思われる。

また、大津市新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている新型インフルエンザ等感染の発生・拡大の可能性も否定できない状況である。

こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症では、各都道府県におけるステージ設定による注意喚起等が行われることになる。滋賀県では、令和2年5月14日策定の「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」において、客観的指標により3段階（特別警戒、警戒、注意）のステージ（※1）が設定された。今後は、新型コロナウイルス感染症においては、この3段階のステージに応じた行動指針等を示していくことになる。

また、大津市新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている新型インフルエンザ等の感染症については、現行においては、「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」に掲げられている発生段階（※2）に応じた行動指針等を示していくことになる。

※1 「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」

判断指標*1のうちどれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあるものと判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする。

		特別警戒 ステージ 感染爆発・医療崩壊 のリスクが高い →活動の大幅な制 限	警戒 ステージ 感染拡大のおそれ がある →リスクに応じた 対策を実施	注意 ステージ 感染が一定抑制され ている →3密に注意して 活動	
判断 指標	大阪府及び京都府の緊急事態 宣言の状況	—	大阪府又は京都府 に発令	大阪府、京都府に 発令されていない	
	県内 状況	感染経路が不明 な新規陽性者数	7日間に複数確認	7日間で1名まで	14日間連続ゼロ
		入院患者受入 病床の稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
		人工呼吸器等 の稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
参考 指標	大阪府及び京都府を除く緊 急事態宣言の状況	近畿及び近隣県のいずれかに発令		近畿及び近隣県の いずれにも発令さ れていない	
	県内 状況	県内の実効再生 産数*2	1.5以上	0.7以上	0.7未満
		濃厚接触者を除 くPCR検査陽 性率*3	7日間平均 3%以上	7日間平均 3%未満	14日間 0%
		K値*4	0.5以上	0.05以上	0.05未満
クラスタの発 生(7日間)	認められる		認められない		

*1 今後、患者発生状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

*2 1人が何人に感染させるかを示す値。

*3 濃厚接触者及び陰性確認の者を除くPCR検査陽性率

*4 1に近づくほど感染が拡大し、0に近づくほど感染が収束していることを意味する。

※2 「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
1 県内未発生期	県内及び県外隣接市町での患者は未発生の状態
2 県内発生期	県内及び県外隣接市町で患者が発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
1 感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
2 まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
3 回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 業務継続（感染防止）体制の構築

非常時（第二段階（国内発生早期）のうち県内発生期又は警戒ステージ）においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会局の双方において構築し、第三段階に備え、2交替制勤務（1／2体制）の準備を進めるなど、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会局の体制

市において、業務継続計画における第三段階へ移行した場合には、議会局職員は、通常業務を縮小・休止し、優先度の高い業務を行う。なお、3つの密回避のため、優先業務に支障のない限り、テレワーク環境により在宅勤務を活用する。

ア 議会局職員の行動基準

(イ) 第二段階（国内発生早期）又は注意ステージ・警戒ステージ

- 県内発生期に備え、備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の発注を行う。
- 毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行うとともに、発熱及び風邪症状*¹がある場合は、出勤を控える。（別添様式4の活用）
- 公共交通機関利用職員は、時差勤務を活用するなどの感染防止策を講じる。
- 感染予防のため議会フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底を図る。
- 県内発生期又は警戒ステージ時には、下記内容にも取り組む。
 - ◎積極的に市との情報共有を行う。
 - ◎議員及びその家族の健康状態の把握に努める。
 - ◎「7. 議会局における業務継続のための業務仕分け」の確認を行うとともに、在宅勤務又は分散勤務についての体制を整え、必要に応じて命ずる。

(ロ) 第三段階又は特別警戒ステージ・警戒ステージ

- 第二段階時の行動基準を継続する。
- 流行等の状況に応じて継続する通常業務をさらに絞り込み、優先度の高い業務を行う。

- 議員に対しタブレット端末を活用し情報提供を積極的に行う。
- 感染予防、まん延防止のため議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
- 会議の開催に当っては、3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。

(ハ) 第四段階（小康期）又は注意ステージ

- 第二段階時の行動基準は継続する。
- 順次、通常の業務に戻す。
- 次の感染拡大に備えた対応を検討する。
- 議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
- 3つの密回避への配慮を継続する。

*1 咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の氏名、連絡先の確認
- 職員の健康観察
- 議会局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員の健康観察
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 災害対策会議の設置
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 感染関係情報の収集・整理、議員への発信
- オンライン会議環境の設定
- 議場、委員会室などの会議場所の確保

※ 市の危機対策本部等…市の危機管理基本計画に基づく危機警戒本部及び危機対策本部、並びに市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部

議会局職員の2交替制勤務（1／2体制）基準

1 班	2 班
局長	次長（議会総務課長兼務）
議会総務課長補佐	議事調査課長
議事調査課長補佐	
議会総務課 1 名	議会総務課 2 名
議事調査課 5 名	議事調査課 4 名

- 議会局職員は、市の危機対策本部等の組織体制に組み込まれており、危機対策本部等の指揮命令下にある。
- 市の危機対策本部等本部員に局長、連絡調整班員に議事調査課長補佐が選出されていることから、当該会議への出席を考慮し、同一の班とする。
- 1 班が自宅待機中の場合、次長及び議事調査課長が上記会議へ出席する。

感染症事案における災害対策会議の概要

<p>災害対策 会議の運 営</p>	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 第2委員会室又はオンライン上 (オンライン会議の場合でも議事進行者及び議会局職員は第2委員会室で会議に出席する) ・司会 局長 ・議事進行 議長 ・報告事項 市の危機対策本部等における協議・報告内容、議員と議会局職員の健康状態等 ・協議事項 議会としての今後の対応など ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・記録 会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真 会議の状況を、記録写真として残す <p>・次第(例)</p> <p style="text-align: center;">第 回大津市議会災害対策会議</p> <p style="text-align: right;">日時：令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">: から</p> <p style="text-align: right;">場所：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○について (報告) (仮) 市の危機対策本部等における協議・報告内容について 2. □□□について (協議) (仮) 議会としての今後の対応について 3. その他
----------------------------	--

イ 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項

大津市役所本庁舎等で罹患者が確認された場合や災害対策会議等の開催に伴い議員等の健康状態を報告する場合、別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」により、議員とその家族の健康状態等の確認を行う。

メールによる確認にあたっては、71頁の雛形③を参考に活用する。

（イ） 議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

（ロ） 議会局（庁舎）が閉鎖され使用できない場合

議会局職員（会派担当者）の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員から携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

健康状態確認事項

別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の健康状態
- 議員の所在地、連絡先

※登庁している議員の健康状態確認は、議会局職員が聞き取り、別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」を作成する。

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の危機管理基本計画に位置づけられた危機対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。災害対策会議は、議長、副議長及び3人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(災害対策会議)

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる <input type="checkbox"/> 災害対策会議の運営に関する事 <input type="checkbox"/> 議員の安否（健康状態）に関する事 <input type="checkbox"/> 議員の参集に関する事 <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の開催に関する事 <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の協議事項などに関する事 <input type="checkbox"/> 情報の収集・共有などに関する事 <input type="checkbox"/> 市の対策本部等との連携に関する事 <input type="checkbox"/> その他、災害対応に必要と考えられる事

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関する事」、「本会議、委員会の協議事項などに関する事」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

※ 上記の取扱いについては、事象の第1回目の災害対策会議で協議し決定する。なお、決定後も、その後の協議で、取り扱いを変更することも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	市の危機対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部の解除等をもって解除する	議会局 (第2委員会室又はオンライン上)	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。
(45頁)

(市の危機対策本部の解除前に災害対策会議を解除した事例)

新型コロナウイルス感染症に伴う事象時には、特措法に基づく緊急事態解除宣言後、執行部においては、同法に基づく対策本部から、市危機管理基本計画に基づく危機対策本部に切り替え(5月26日)られた。

また、県内においては、5月24日から6月6日までの14日間連続して、感染経路不明の感染者が確認されていないことから、6月7日から「コロナとのつきあいか方滋賀プラン」におけるステージが「警戒ステージ」から「注意ステージ」へ移行したこと等を踏まえ、会議は解除した。

なお、新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大も懸念されることから、その状況により、改めて設置等について検討していくことになった。

イ 議員の基本的行動

議員は、第二段階（国内発生早期）以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会局へ報告する。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- ◆ 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ◆ 第三段階時には、不要不急の外出を自粛する。
- ◆ 議会局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ◆ 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。
- ◆ 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ◆ 議会局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

（イ） 第二段階（国内発生早期）又は注意ステージ、警戒ステージ

- 毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行う。（別添様式4の活用）
- 発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告する。
- 登庁（外出）時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。
- 当面の議会活動内容について検討を行う。
- 県内発生期以降において、住民から収集した市への要望等については、議会局を通じて行う。

（ロ） 第三段階又は特別警戒ステージ、警戒ステージ

- 第二段階時の行動基準を継続する。
- 議員は、不要不急の外出を自粛する。
- 市においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。
- 議員活動にあたっては3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。

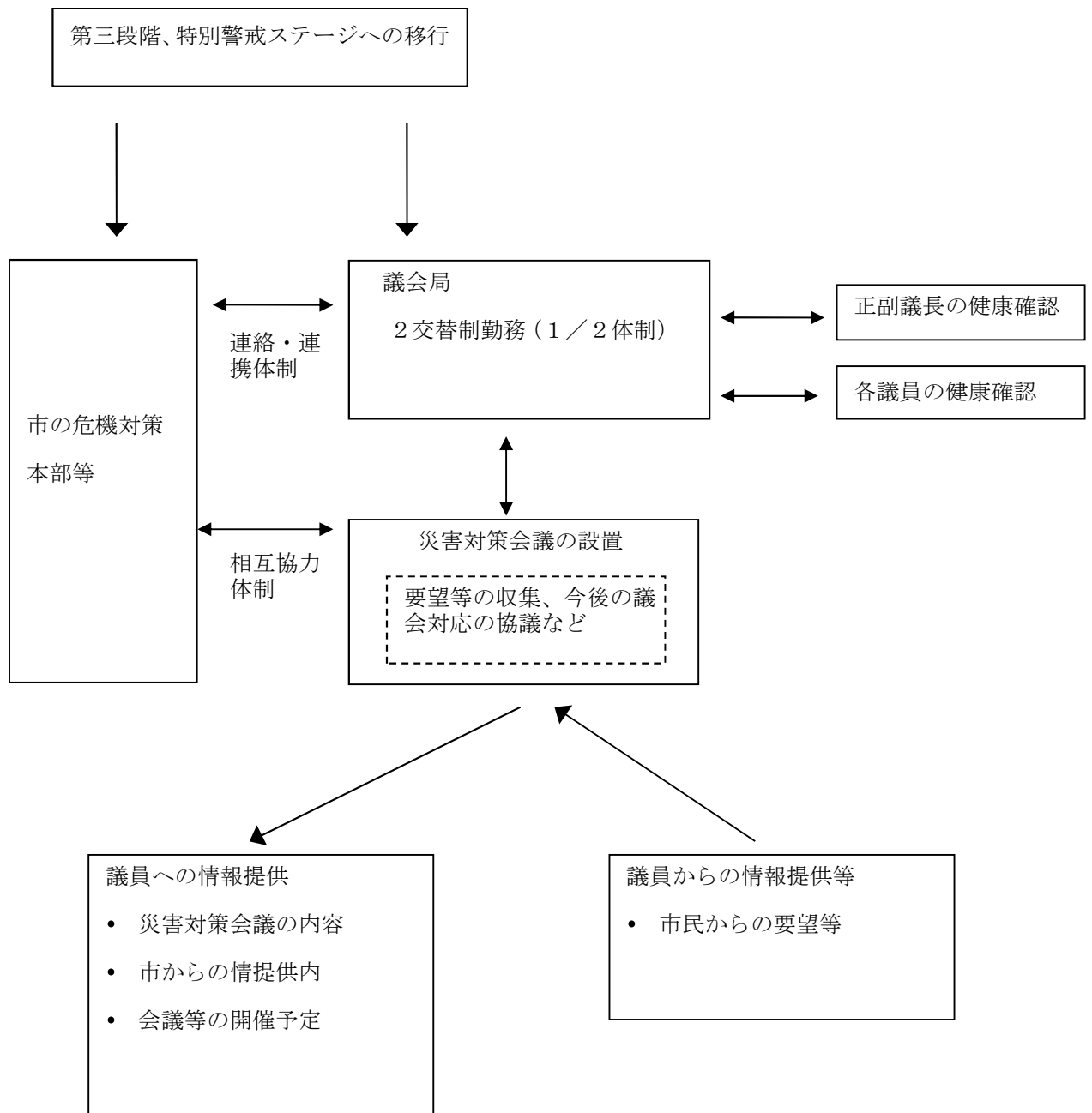
(ハ) 第四段階（小康期）又は注意ステージ

- 第二段階時の行動基準を継続する。
- 順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

エ 災害対策会議などの指揮・命令系統

16頁記載と同じ

(第三段階、特別警戒ステージ時の議会・議会局の行動の流れ)



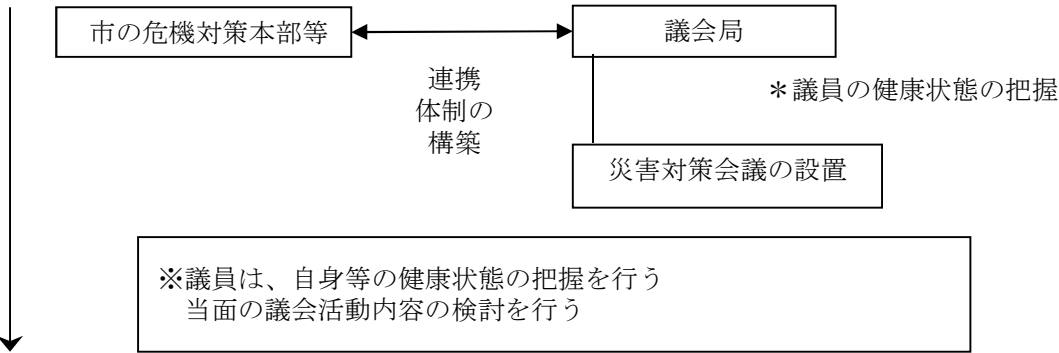
(3) 行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（発生段階、新型コロナウイルス感染症については3つのステージ）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第四段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別対策が市において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

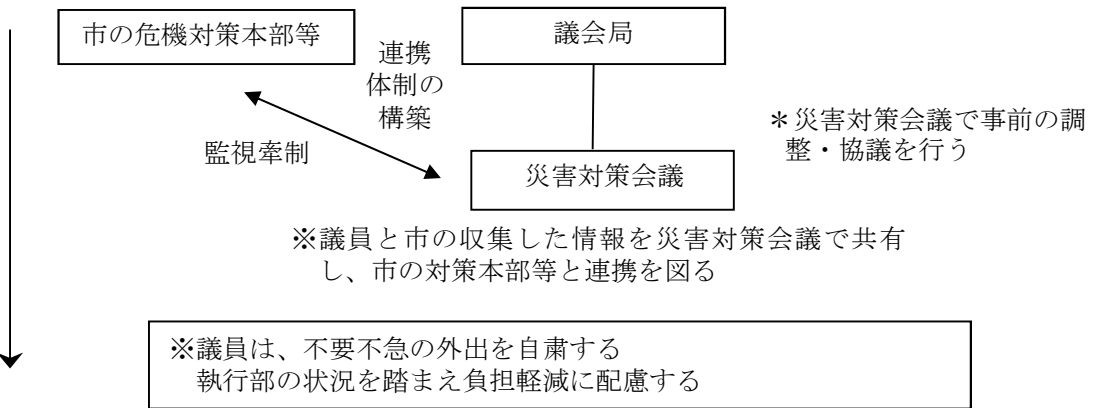
① 行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。

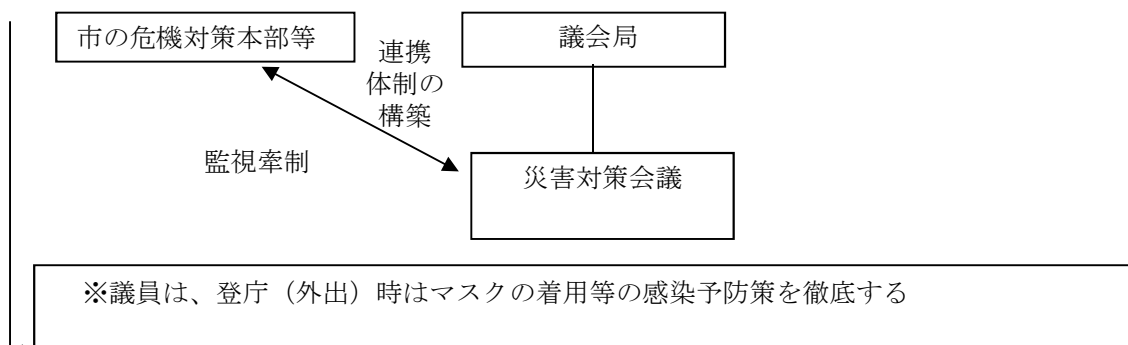
第二段階（国内発生早期） 2 県内発生期、警戒ステージ：災害対策会議の設置、議員・職員及びその家族の健康状態確認の実施、情報の収集



第三段階 1 感染拡大期、2 まん延期、特別警戒ステージ：災害情報の収集、把握、共有



第三段階、 3 回復期、警戒ステージ：災害情報の収集、把握、共有



第四段階（小康期）、注意ステージ：順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する

② 行動基準

議会局職員、議会・議員、災害対策会議の行動基準は、次のとおりとする。

時 期	議会局職員の行動	議会・議員の行動	災害対策会議の行動
【第二段階】 国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認 ・ 不足品の発注 		
【第二段階】 国内発生早期 1 県内未発生期 注意ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及びその家族等の健康状態の把握 ・ 時差勤務の活用 ・ 消毒液の設置 ・ マスクの着用 		
【第二段階】 国内発生早期 2 県内発生期 警戒ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 執行部との積極的な情報共有を図る ・ 優先業務等の確認 ・ 在宅勤務又は分散勤務の体制を整え、必要に応じ発令する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及びその家族等の健康状態の把握 ・ 発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告する ・ 登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・ 市民からの要望等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の設置 ・ 災害対策会議開催の検討 ・ 市の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動内容について検討を行う

<p>【第三段階】 1 感染拡大期 2 まん延期 特別警戒ステージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・ 災害対策会議の運営 ・ 議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 不要不急の外出を自粛 ・ 執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮 ・ オンライン会議の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の開催
<p>【第三段階】 3 回復期 警戒ステージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段内容の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段内容の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の開催
<p>【第四段階】 小康期 注意ステージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次、通常業務の再開 ・ 議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施 ・ 3密回避への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及びその家族等の健康状態の把握 ・ 発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告する ・ 登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・ 執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮し、通常の議員活動に戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の感染拡大に備えた対応の検討

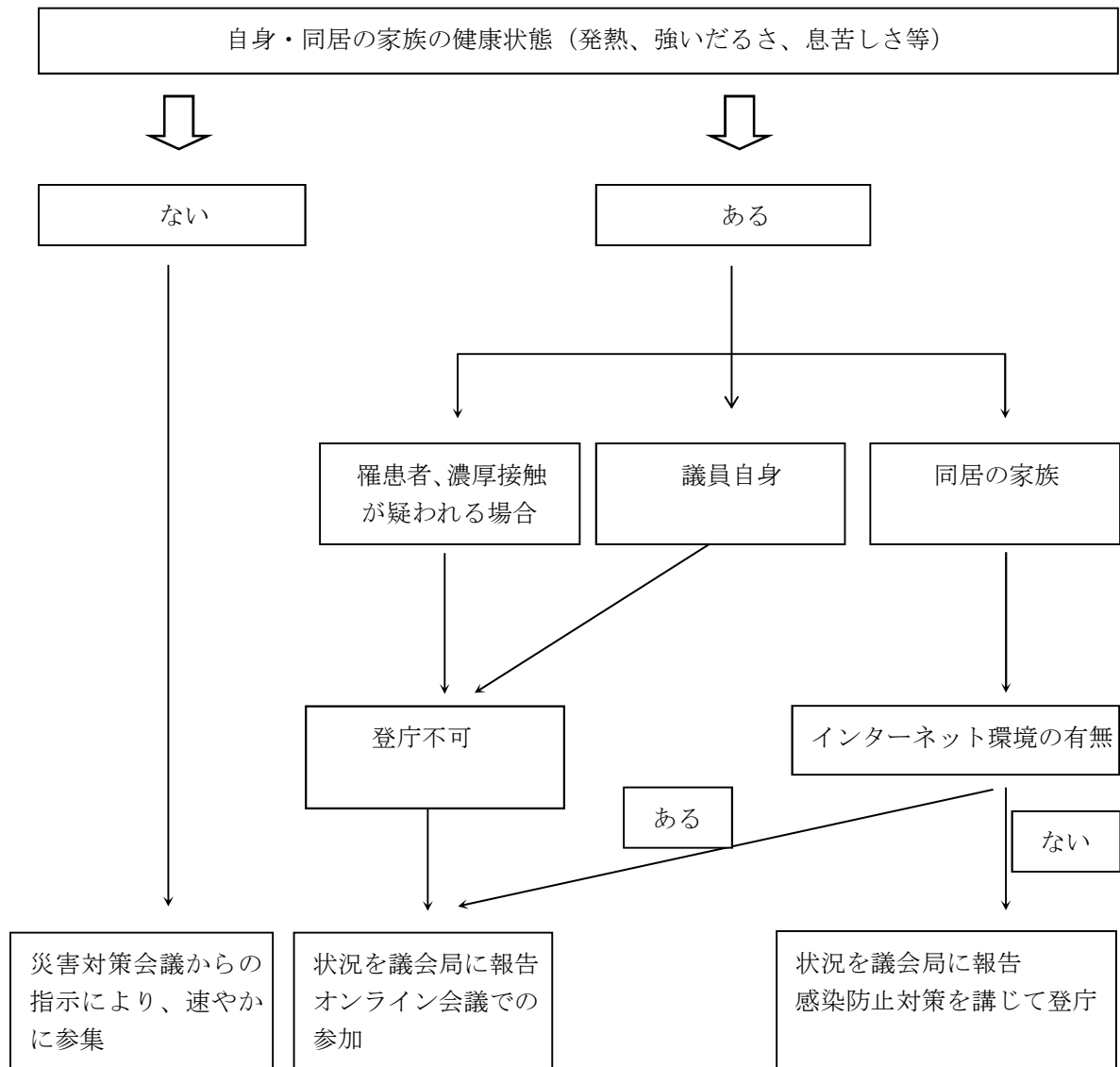
③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員の参集基準

災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服 装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する（自家用車等）	第2委員会室又は議会局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット

※参集（登庁）時の判断基準



※議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(4) 審議を継続するための環境の整理

① オンライン会議の活用

今回の新型コロナウイルス感染症については、4月7日、7都府県に対して緊急事態宣言が、さらに、4月16日には全国に拡大され、5月25日の5都道府県解除まで、約2か月間にわたり不要不急の外出自粛等の措置がとられた。

大津市議会においては、5月18日の令和2年招集会議が予定される中、感染拡大防止策を種々講じての会議開催となり、議会の本質的活動である本会議や各委員会が「3つの密の場」として開催があやぶまれるなど、これまでの取り扱いを一定制限することとなった。

感染症にあっては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議の導入が必要である。

本会議におけるオンライン会議の開催は、現行地方自治法の規定により実施ができないが、実施できるよう地方自治法の改正を求め、6月通常会議で意見書を可決、送致したところであり、地方自治法の改正についての働きかけは、他の市議会とも連携し実施することが効果的と思われる。

また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで、差し支えないとの総務省通知はあるが、本市での実施には、委員会条例等の改正が必要となることから、オンライン会議の実現に向けた条例等の改正とともに、執行部も含めたハード、ソフトの整備を進めていく。

一方、災害対策会議や議員間の意見交換の場等については、既存システムによるオンライン会議を積極的に活用していく。

② 備蓄品などの確保

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、滋賀県内で100名、大津市民31名（うち1名死亡）、市役所職員11名、その家族8名（令和2年5月末時点）の感染者が確認された。市内で初めて感染者が確認されてから、約2か月間に亘って感染が拡大し、学校の休校や施設等の閉鎖が続くなど、市民生活に大きな影響を与えた。また、感染予防対策のためのマスクや消毒液等が入手できない状況があった。

これまで議会においても議員、議会局職員と傍聴者を対象としたマスクなどの感染防止備蓄品は確保していなかったが、感染症の影響は長期におよぶとともに、一旦収束しても次の感染拡大も予想されることから、議員と議会局職員が継続的に業務に従事することができるよう、また傍聴者への配慮も必要なことから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(イ) マスク

感染症の感染防止対策として、議員と議会局職員をあわせて57人の60日分(約3,500枚)の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、品質が保たれる環境において、適切に管理する必要がある。

(ロ) 消毒液

感染症の感染防止対策として、消毒液(アルコール濃度70%~83%)は、個人の手指衛生の徹底のため、また、議会フロア内の共用部分の消毒のため一定数量の確保が必要である。

なお、消毒液については、アルコール過敏症の方に配慮した消毒液も合わせて確保するとともに、使用期限が設けられていることから、定期的な更新が必要となる。

③ 一般傍聴者への対応

感染症発生段階別において設定されている第二段階(国内発生早期) 2 県内発生期、警戒ステージ移行時については、3つの密を回避するため、本会議や委員会等の一般傍聴について検討する必要がある。なお、一般傍聴に替わる手法(委員会のインターネット中継)の整備が今後必要となる。さらに、インターネット環境を有しない方への対応については、感染に係る追跡ができるよう氏名・連絡先を確認の上、傍聴を認めることになる。

(5) 情報の的確な収集・発信

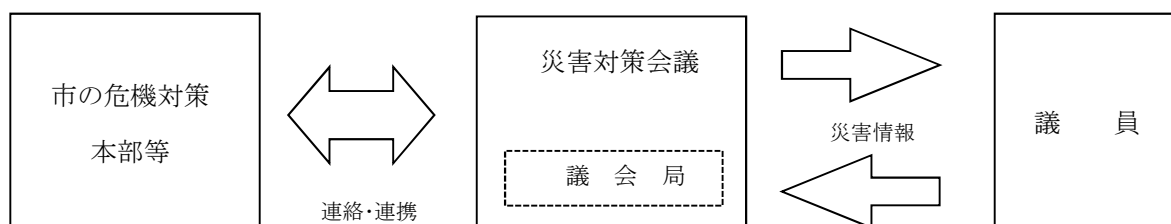
議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や県の動向及び地域の実情を的確に把握することが前提となる。市において事案発生による業務継続計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。こうした状況下において、議事機関としての議会の監視機能を維持することは必要である。

そのため議会は、執行部の業務継続計画の進捗状況や、市民の置かれている状況の把握の現状などの情報を共有することを基本として、議会としての権能を最大限発揮できるように努める。

一方、執行部が混乱している状況において、執行部への負担軽減を図ることも必要であり、バランス感覚を保ちながら執行部と協力し、市民福祉の向上を図っていくことが重要である。

また、市民の不安や要望等に耳を傾け、情報発信することは、地域に根差した議員にとっても重要な活動である。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓として、執行部から議会への情報提供が少なかったという事案を踏まえると、災害対策会議の開催にあたっては、今後の市の取り組み等を的確に把握するため、必要に応じて執行部を招聘し、意見交換をすることが必要である。



※ 市の危機対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。(現在、市の危機対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。)

① 地域の要望等の収集・発信など

議員は、市の把握する情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集、把握に努めるものとする。議員が収集、把握した要望等の執行部への発信については、執行部の人員及び業務体制を鑑み、議会局を通じて行う。また、議員は市民の不安を払拭するため、市の情報や執行部からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。そのため、議員間での市の情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

② タブレット端末の活用

議員は、貸与されているタブレット端末を有効に活用し、常に情報の受発信に努める。また、感染拡大防止の観点からも、オンライン会議等を活用する。

(6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等

① 議会フロアの閉鎖

・発生日の翌日から2日間（保健所からの助言を得ながら一定期間）、議会フロア（本館3階東側）等を消毒作業等のため閉鎖する。

・3日目から業務を再開するが、議会フロア（本館3階東側）が使用不可になった場合、委員会室を活用する。

※ 必要に応じ、委員会室等（本館4階東側）を併せて閉鎖することもある。その場合は他の業務場所を確保する。

② 議会フロアの消毒

・委託業者により実施

・職員が実施する場合は、消毒液による清拭を行う。

・消毒液、手袋等は職員支援室で配備しているものを使用

③ 罹患者等の復帰基準

対象者	復帰基準
1 罹患者（PCR検査で陽性となった議員及び職員）	次の①及び②の条件を満たした場合のみ職場復帰可能とする。なお、退院時等に医師の指示がある場合はそれに従うこと。 ①退院又は自宅療養を開始した日から少なくとも14日が経過している。 ②薬剤※1を使用していない状態で解熱後及び症状※2消失後に少なくとも3日が経過している。 ※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 ※2 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

対象者	復帰基準
2 感染が疑われる議員及び職員	
1) 濃厚接触者（保健所の調査により濃厚接触者と判断された議員及び職員）	保健所による14日間の健康観察後は、体調確認の上で職場復帰可能とする。
2) 発熱及び風邪症状のある者	<p>解熱及び風邪症状が消失し、かつ次の①及び②の両方の条件を満たした場合のみ職務復帰可能とする。なお、医師の指示がある場合はそれに従うこと。</p> <p>①<u>風邪症状※1</u> 発症から少なくとも10日が経過している。</p> <p>②<u>薬剤※2</u> を服用していない状態で解熱後及び風邪症状消失後に少なくとも3日が経過している。</p> <p>※1 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など</p> <p>※2 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤</p>
3) その他感染の可能性がある者	家族が濃厚接触者となった、家族に発熱や風邪症状がある、濃厚接触者と接した等の者は、健康状態に十分注意を払い、体調確認の上で職場復帰を可能とする。

※この取扱いは、「新型コロナウイルス感染症情報～企業と個人に求められる対策～」(令和2年5月11日 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成)の「職域における対策」に基づく。

※なお、市において、引用基準の変更等があった場合は、その取扱いとする。

④ 職員の業務体制（2日間の閉鎖期間中）

- ・ 2日間の閉鎖期間中に保健所による濃厚接触者の確定
- ・ 「議会局における業務継続のための業務仕分け」に基づき、優先すべき業務を選定し、次のとおり応援体制を組み、3日目から業務を再開する。

ア 課内の人員で継続できる場合

事業仕分けのA・Bに該当する業務を行う。

イ 課内の人員では継続できず、局内の人員で継続できる場合

局内で出勤できる職員を特定し、事業仕分けのAに該当する業務を行う。

ウ 局内の人員で継続できない場合

必要になる人員を速やかに総務部長に報告し、応援を得て事業仕分けのAに該当する業務を行う。

※なお、局長及び所属長は、優先業務を最優先として、執行部への職員の派遣に協力する。

（議会局職員の2交替制勤務等を実施した事例）

国からの要請（出勤者の7割削減）や市職員の感染を鑑み、令和2年4月17日付け、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための2交替制勤務の実施について」通知があり、議会局職員においても4月20日（月）から5月31日（日）まで2交替制勤務となった。

当初は、1日ごとの交替勤務であったが、5月7日（木）からは、1週間ごと（月～金）の交替勤務となった。

また、本庁舎内において感染者が10人を超え、集団感染が発生している現状により、令和2年4月21日付け、「本庁舎の閉鎖について」通知があり、4月25日（土）から5月6日（水）までの12日間本庁舎（消防局、企業局を除く。）が閉鎖されるとともに、約1,200名が自宅待機となった。

(市における新型インフルエンザ等対策業務継続計画第三段階へ移行した事例)

令和2年4月15日付け、感染拡大中の新型コロナウイルスについて、当業務継続計画における発生段階は、第三段階（感染拡大期）に該当することから、本市の業務体制を第三段階へ移行する。については、各部局において、当該業務継続計画に基づき、通常業務の縮小・休止、取り扱いの変更等を行い、人員等を優先度の高い業務に集中するよう通知があった。

また、5月25日付け、「2交替制勤務の解除について（通知）」通知があり、業務継続計画については、引き続き第三段階とするが、各所属のC業務については、優先度の高いものから、現体制で遂行できるものを順次実施するとされた。

4月20日付で、議事調査課職員1名が兼務辞令により4月26日まで建設部勤務となった。この措置は、都市計画部及び建設部職員が感染したことにより、両部職員全員を自宅待機としたことに伴うものであった。

7. 議会局における業務継続のための業務仕分け

議会総務課	優先度
議会の予算、決算及び経理に関すること	A
当初・補正予算編成、執行管理事務	A
収支計画書の作成（毎月）	B
決算見込編成事務	B
支出負担行為、支出命令書等の作成	A
議員報酬及び費用弁償に関すること	A
報酬・期末手当の支出処理	A
所得税、市県民税の支出処理	A
費用弁償の支出処理	B
職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること	A
会計年度任用職員の任免	A
議会局職員の服務規律の保持	A
議会局職員の分限及び懲戒に対する諮問書の作成	A
市議会議員共済会に関すること	A
共済費（公費負担分）の支出処理	A
議員年金受給者に対する異動処理	A
公印の保管に関すること	A
交際、儀式及び渉外に関すること	B
議長交際費等の執行	B
議員表彰	B
後援名義事務	B
議長会に関すること	B
全国・近畿市議会議長会用務	C
各種協議会（温泉、高速道路、基地、中核市、県庁所在等）用務	C
滋賀県市議会議長会用務	B

議会総務課	優先度
議会局の一般庶務に関すること	C
文書の收受、発送、保存	B
事務機器等の維持管理	C
正副議長の秘書に関すること	B
日程調整用務	B
随行用務	C
政務活動費に関すること	B
政務活動費の交付、執行管理	B
報告書のチェック（年2回）	C
ホームページへの掲載（情報公開）	B
議会災害対策会議に関すること	A
委員との連絡調整	A
会議の運営、会議録作成	A
会議内容の配信	A
議会局内他課の所管に属さない事項に関すること	C
議会関係例規の制定及び改廃に関すること	A
例規案の作成、公報への掲載	A
関係課との調整	B
政治倫理審査会に関すること	A
審査会の設置・運営、会議録の作成	A
審査会資料の作成	A
審査結果等の公表	A
政策検討会議に関すること	B
正副座長との打合せ（会議日程等の作成等）	B
会議資料の作成	B
会議の運営、会議録の作成	B
関係課等との調整	B

議会総務課	優先度
議会活性化検討委員会に関すること	C
正副委員長との打合せ（会議日程等の作成等）	C
会議資料の作成	C
委員会の運営、会議録の作成	C
関係課等との調整	C
議会ミッションロードマップに関すること	B
進行管理	B
評価・検証	B
議員研修会に関すること	C
研修会の立案、開催	C
研修内容の公開	C

議事調査課	優先度
本会議に関すること	A
正副議長との打ち合わせ（議事日程、議事次第等の作成）	A
本会議の運営補助	A
本会議資料のデータ格納	A
議会において行う選挙	A
発言通告内容等の事前確認	A
議場放送設備等の操作	A
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに全員協議会に関すること	A
正副委員長等との打ち合わせ（議事日程・議事次第等の作成）	A
委員会等の運営補助	A
担当部局との調整、委員会等資料の整理・確認、データ格納	A
議案の受理並びに決議案及び意見書の処理に関すること	A
議案書の受領、議員への配布	A
決議案及び意見書案の受付、内容等の確認	A
決議案及び意見書案の議案形式の整理	A
可決された意見書の送付	A
請願、陳情等の受理及び処理に関すること	A
請願の受付、内容確認、議員への配布、請願文書表の作成	A
請願者との連絡調整	A
請願の審査結果を請願人に通知	A
陳情等の受付、内容確認、回覧	A
議決事項の処理に関すること	A
議決条例及び予算の市長への報告	A
会議結果の市長への報告	A

議事調査課	優先度
傍聴人に関すること	A
傍聴のしおりの作成	C
本会議、委員会等における傍聴人資料の整理、準備	A
傍聴人の対応	A
議会広報及び広聴に関すること	A
市議会だよりの編集、発行	B
市議会ホームページの更新及びメール配信	A
市議会フェイスブック、ユーチューブの更新	C
市議会テレビ番組の企画等	C
本会議の傍聴人からのアンケートの回収、整理	C
議会に対する意見、メール等の整理、議員への配信等	B
各種市民団体と議会との意見交換会の開催	C
会議録及び諸記録の調製編さんに関すること	B
本会議及び委員会音声データの反訳業者への送信	B
反訳に必要な資料の作成	B
会議録の校正、確認	B
その他議事に関すること	B
各派代表者会議	B
各派幹事長会議	B
会派に関する事務	C
各種の調査並びに資料の収集及び保管に関すること	C
他都市へ回答した調査事項の集計結果の整理、保管	C
その他議会関係資料の整理、保管	C
照会事項の処理に関すること	C
他都市議会からの照会事項の受付、担当部局への依頼	C
回答の作成、送付	C

議事調査課	優先度
各種統計に関すること	C
市政概要の資料作成依頼、資料のとりまとめ、印刷作成	C
大津市の概要の作成、印刷作成	C
議会図書室の企画運営に関すること	C
購入図書の選択、購入	C
図書の整理	C
市立図書館及び大学図書館との連携（レファレンス活用）	C
議決証明の交付に関すること	A
議決証明書交付申請の受付	A
議決証明書の交付	A
行政視察に関すること	C
他都市からの視察依頼の受付	C
視察依頼先との調整	C
視察項目に対応する説明員の派遣、資料の作成依頼	C
視察当日の司会進行	C
議会広報広聴委員会に関すること	B
正副委員長等との打ち合わせ（議事日程、議事次第等の作成）	B
委員会資料の作成	B
委員会における説明	B
委員会における運営補助	B
市議会情報システムに関すること	B
タブレット端末の管理、運用	B
議場及び委員会室の放送設備の保守、管理	B

<優先度 A> 【継続すべき優先業務】

<優先度 B> 【縮小すべき業務】

<優先度 C> 【停止・休止の可能な業務】

8. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 地域の災害情報の収集など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。このたび、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となったところである。今後、議会としての防災計画や、(仮称) 防災基本条例の策定に向けた取り組みが求められるところである。

※平成 27 年 4 月 大津市災害等対策基本条例（議員提案）の制定

(2) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年 1 回は実施することが必要である。

※平成 26 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

※平成 27 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

※平成 28 年 11 月 25 日 市議会防災訓練の実施

※平成 29 年 11 月 13 日 市議会防災研修の実施

※平成 30 年 11 月 13 日 市議会防災訓練の実施

※令和 2 年 1 月 31 日 市議会防災研修の実施

9. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

※平成 28 年 3 月 見直し (第 2 版)

※令和 2 年 3 月 見直し (第 3 版)

※令和 2 年 8 月 見直し (第 4 版)

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

(3) 携帯ハンドブック

計画について常に確認し、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や行動基準などをまとめた携帯ハンドブックを作成する。

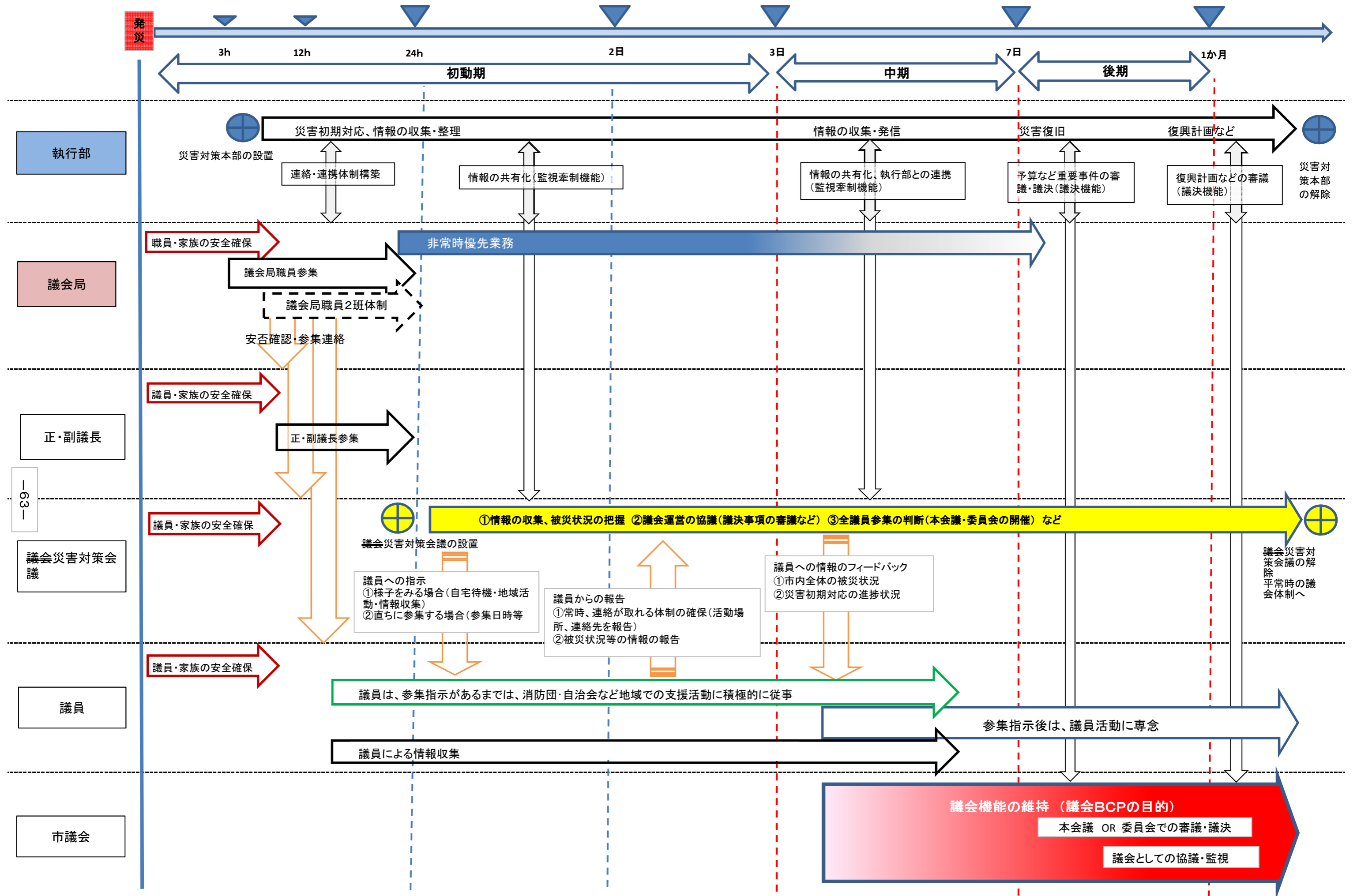
※平成 26 年 12 月 携帯ハンドブック 作成

10. 計画の体系図

(1) 時系列にみる基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害(大地震)が休日・時間外に発生した場合を1つの基本的行動パターンとして整理する。(別添参照)

時系列にみる基本的行動パターン（発災(大地震)が休日・時間外に発生した場合～）



議員及び職員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議 員 職 氏	員 名	大津 太郎
議 員 職 住	員 所	大津市

安 否 状 況	議員本人	被災	有	⇒	重体	重症	軽症	その他()	
			無						
	家族	被災	有	⇒	配偶者	子ども	その他()		
			無						
所 在 地	市内	⇒	自宅 自宅外()						
	市外	⇒	場所()						
居 宅 の 状 況	被害	有	⇒	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	その他()
		無							
参 集 の 可 否	可	否	参集可能な時期						
連 絡 先	本人との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入								
地 域 の 被 災 状 況									
そ の 他	特記事項があれば、記入								

議員及び職員安否(健康状態)確認表

※議会局記入欄	
確認日時	月日
	時間
確認者名	

報告日 時	月 日()
	午前・午後 時 分送信
議員 氏名	
今朝の 体温	_____℃

安否状況 (健康状態)	何時ごろから、下記の症状はありますか【 今日 、 昨日 、 _____日前 から 】					
	議員本人	健康状態	有 →	発熱 【 _____℃】		
			↘	強いだるさ	息苦しさ	その他()
			無			
家族	健康状態	有 →	配偶者	子ども	その他()	
			・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】	
			・強いだるさ ・息苦しさ	・強いだるさ ・息苦しさ	・強いだるさ ・息苦しさ	
		無				
現在、自宅以外におられる方は記入下さい	住所： 電話番号：					
その他	特記事項があれば、記入（受診状況（医師の診断、PCR検査予定等））					

※毎日の検温、手洗い、うがい、咳エチケット、換気の慣行。
 ※不要不急の外出は控え下さい。
 ※健康状態の変化がありましたら、議会局までご連絡をお願いします。
 電話 077-528-2640 、 FAX 077-521-0409

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第○報」は、議会局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生概況	発生場所 (地域)	学区名	学区			自治会	発生日時	月日		
		住所					時間			
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										

送信先:議会局 fax 077-521-0409 メール otsu2002@city.otsu.lg.jp
tel 077-528-2640

健康観察表（ 月）

氏名 _____

日時	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	29日	30日	31日
曜日			
体温	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし

議会局

Tel 077-528-2640

Fax 077-521-0409

- ・毎朝、自宅で体温測定と体調管理をしていただき、ご記入ください。
- ・体調面で気になることがありましたら、症状の下段にご記入ください。
- ・発熱及び風邪症状（咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など）がみられた場合は、議会局（職員の場合は所属長）に速やかに報告してください。

議会BCP安否状況確認カード

(寸法 名刺サイズ)

(表)

○ ○ ○ ○ 議員	提出日時	月	日	時	分
議会BCP安否状況確認カード					
① 自身の被災の有無 有・無 有場合 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()					
② 家族の被災の有無 有・無・未確認 有場合 ⇒ 配偶者 子ども その他()					
③ 居宅の被害の有無 有・無・未確認 有場合 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 その他()					

(裏)

議会BCP安否状況確認カードの使用について	
議員自身が、市役所来庁時に議会BCPの対象災害が発生した際に記入ください。記入後は議会局職員に渡してください。	
表面のほか、特記事項があれば記入ください。	

雛形③（地震・風水害 — 議会局職員全員に送信）

表題

安否確認（職員）について

本文

○月○日○時○分、市の災害対策本部が設置されたことにより、災害対策会議を設置します。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信ください。なお、返信時には必ず最初に職員名を記入すること。

- ① 自身と家族の被災の有無
- ② 現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③ 居宅の被害の有無
- ④ 地域の状況（特に記載すべき内容がある場合）
- ⑤ 参集の可否

【感染症】

雛形①（感染症 — 全議員）

表題

災害対策会議の設置について

本文

議会局の〇〇です。○月○日、市の危機対策本部が設置されました。

本日より、議会BCPに基づき、災害対策会議を設置します。なお、災害対策会議の開催日時及び場所（オンライン上含む）については、構成員に追って連絡します。

議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。

雛形②（感染症 — 議長、副議長及び3人以上の議員で構成する会派の代表者に送信）

表題

災害対策会議の開催について

本文(1)

議会局の〇〇です。○月○日○時○分より、災害対策会議を開催します。

議長、副議長及び各会派の代表者は、〇〇会議室に参集ください。なお、参集にあたっては、自身等の健康状態を確認し、マスク等の感染防止対策を行ってください。

議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。

本文(2)

議会局の〇〇です。○月○日○時○分より、災害対策会議をZoom上で開催します。

副議長及び会派の代表者におかれましては、サイボウズ個人フォルダのメッセージを確認いただき、会議開始5分前にはメッセージ内のリンクをお開きください。接続等がうまくいかない場合は、議会局へお問い合わせください。

雛形③（感染症 － 全議員に送信）

表題

安否（健康状態）について

本文

議会局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、災害対策会議が開催されます。

については、〇月〇日〇時現在の議員各位と家族の健康状態把握のため、議会BCP「添付様式2 議員及び職員安否（健康状態）確認表」に基づき、速やかに報告ください。メールで報告の場合は、必ず最初に議員の名前を記入ください。

後ほど、災害対策会議の結果報告をサイボウズにアップさせていただきます。

【共通】

雛形①（共通 － 全議員に送信）

表題

災害対策会議の結果について

本文

議会局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分より第〇回災害対策会議が開催されました。

会議内容及び結果についてはサイボウズにアップしましたので確認をお願いします。

資料

大津市議会BCP策定に係る政策検討会議 メンバー

会 派 名	名 前	備 考
湖誠会	青山 三四郎	座長
	桐田 真人	
市民ネット21	河井 昭成	
日本共産党大津市会議員団	塚本 正弘	
公明党議員団	藤井 重美	副座長
清正会	山本 哲平	
大志会	泉 恒彦	
風	古尾谷 雅博	
惻隠	伊藤 茂	
みんなの党大津	藤井 哲也	

※学識経験者

同志社大学大学院 総合政策科学研究科・政策学部 新川 達郎 教授

政策検討会議の会議の経過

回数	日 時	内 容	備 考
1	平成25年 6月26日	1. 正副座長及び委員の紹介について 2. スケジュール（案）について 3. (仮称) 大津市議会BCPの策定について 4. 次回の日程について	新川教授による講義
2	平成25年 7月18日	1. 議会BCPについて 2. 次回の日程について	新川教授による講義
3	平成25年 8月9日	1. 大津市南部豪雨災害の概要などについて 2. 議会BCPについて 3. 次回の日程について	危機・防災対策課から報告・説明
4	平成25年 10月10日	1. 台風18号に伴う豪雨災害を踏まえた議会BCPについて (1) 議員（議会）としての視点・役割から見えた課題などについて (2) 議員・議会としての役割について (3) 議会BCPに向けての要点・ポイントについて 2. 次回の日程について	WS
5	平成25年 11月7日	1. 議会BCPの体系などについて (1) 議会BCPの基本方針の整理について (2) 議会BCPの重要項目の整理について 2. 次回の日程について	WS
6	平成25年 11月27日	1. 議会BCPの枠組みについて (1) 議会BCPの枠組みの整理について (2) 議会BCPの具体的内容・手法の整理について 2. 次回の日程について	WS
7	平成25年 12月25日	1. 議会BCPの全体像（計画の概略）について (1) 議会BCPにおける体制構築について (2) 議会BCPにおける議員の行動基準について 2. 次回の日程について	WS
8	平成26年 1月22日	1. 議会BCPの概要（案）について (1) (仮称) 議会災害対策会議について (2) 審議を継続するための環境の整備について 2. 次回の日程について	WS

9	平成26年 2月5日	1. 議会BCPの(素案) について 2. 次回の日程について	WS
10	平成26年 3月17日	1. 議会BCPについて	

※WS・・・ワークショップ

「ポストイットを活用したWSでの会議風景」



「平成26年3月10日 政策検討会議全体会における議会BCP（素案）の報告」



新型コロナウイルス感染症に係る経過（令和2年）

月日	案件等	備考
1月16日	国内感染者の確認	
1月28日	奈良県で感染者の確認	
1月29日	健康保険部対策本部設置及び会議開催	市危機管理基本計画（レベル2）に基づく
1月30日	健康保険部対策本部会議	
1月31日	大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議設置（レベル4）	京都市で（同日）感染者が確認されたため
2月26日	国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け市の対応方針決定	2月25日、国の方針決定
3月5日	県内（市内）感染者の確認（1例目）	大阪市の職場で感染
〃	第1回大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議	市内で感染者が発生したため
〃	議会運営委員会（※1）	
4月7日	緊急事態宣言（7都府県）	国 4月7日～5月6日
4月8日	第2回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	国の緊急事態宣言により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定の対策本部を設置し翌日に開催
4月11日	市職員感染者の確認（1例目）	都市計画部
4月13日	議会運営委員会（※2）	
〃	市職員感染者の確認（2例目）	都市計画部
〃	第3回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（特措法）	職員の1・2例目の感染が確認されたため
4月14日	市職員感染者の確認（3例目）	都市計画部 同居家族2人感染
〃	議長から議員の登庁自粛通知	
4月15日	業務継続計画第三段階への移行決定・通知	通常業務の縮小・休止等、優先度の高い業務に人員を集中
4月16日	緊急事態宣言（全国に拡大）	国 4月16日～5月6日
〃	市職員感染者の確認（4例目）	建設部
〃	滋賀県緊急事態措置 ・外出自粛要請（法45条の1） ・イベントの開催自粛要請（法24条9項） ・施設の使用制限要請（法24条9項）	4月16日～5月6日
4月17日	市職員感染者の確認（5～7例目）	建設部
〃	第4回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（特措法）	緊急事態宣言が全国に拡大されたため
〃	市職員の2交替制勤務（1/2体制）決定・通知	

新型コロナウイルス感染症に係る経過（令和2年）

2 / 3

月日	案件等	備考
4月18日	市職員感染者の確認（8・9例目）	建設部
4月19日	市職員感染者の確認（10例目）	建設部
4月20日	市職員の2交替制勤務（1／2体制）開始（隔日勤務）	4月17日通知 4月20日～5月6日
〃	特別定額給付金室、新型コロナウイルス対策室を発足	
〃	市職員感染者の確認（11例目）	建設部 同居家族6人感染
4月21日	市役所本庁の閉鎖決定・通知	
4月23日	市職員の2交替制勤務（1／2体制）の継続決定・通知（隔週勤務）	5月7日～（当分の間）
4月24日	議会運営委員会（※3）	5月11日、議会災害対策会議の開催決定
4月25日	市役所本庁の閉鎖（消防・企業局除く） ・実質の業務停止は4日間	4月21日通知 4月25日～5月6日
5月4日	緊急事態宣言（全国）の延長	国 ～5月31日
5月5日	滋賀県緊急事態措置の延長決定 （5月11日以降は緩和）	県 ～5月31日
5月7日	市役所本庁の閉鎖解除	
〃	第5回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（特措法）	
5月11日	第1回議会災害対策会議	
5月14日	緊急事態宣言の解除（39県）	国
〃	コロナとのつきあい方 滋賀プラン策定 （以下、「滋賀プラン」という。）	県
5月15日	第6回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（特措法）	
5月18日	市議会招集会議	1日間
5月21日	緊急事態宣言の解除（3府県）	国
5月25日	緊急事態宣言の解除（5都道県）	国
〃	第7回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（特措法）	施設閉鎖の緩和
〃	保健所からの調査（クラスター発生）結果を受け、対応策を公表	
〃	市職員の2交替制勤務（1／2体制）の解除・通知	原則解除 ～5月31日
5月26日	議会運営委員会（※4）	
〃	大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部に切り替え	大津市危機管理基本計画レベル4に基づく

新型コロナウイルス感染症に係る経過（令和2年）

3 / 3

月日	案件等	備考
6月1日	市職員の通常勤務体制の再開	引き続き第三段階、各所属のC業務については優先度の高いものから、現体制で遂行できるものを順次実施
6月8日	令和2年6月市議会通常会議	～7月2日（25日間）
6月15日	第2回議会災害対策会議	体制解除
6月19日	市議会からの提言書提出	
7月2日	議会運営委員会（※5）	
7月9日	議会運営委員会（※6）	
7月16日	令和2年7月市議会特別会議	1日間
7月17日	「滋賀プラン」ステージ移行 [注意ステージ]から[警戒ステージ]へ	県

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 1

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.3.5議運確認）

〔傍聴者の対応〕

		対応
1	基本的な考え方	傍聴は御遠慮いただく。（議員の傍聴を含む） ※ 記者は除く

〔議場説明員〕

		対応
1	基本的な考え方	代理人の出席、随時の入退出を認める

※ 2

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.4.13議運確認）

〔市外への行政視察〕

		対応
1	基本的な考え方	本市の行政視察受入れ、会派での他都市への派遣については配慮を。

〔執行部に対する問い合わせ、要望等〕

		対応
1	基本的な考え方	議員から執行部に対する問い合わせ、要望等は、緊急の場合を除いて、議会局へご連絡をいただき、議会局で取りまとめて執行部へ照会、要望の上、各議員へタブレット配信するので、議員から直接執行部への問い合わせ等は御遠慮いただくよう、改めてお願いする。（2月28日、正副議長と協議後、要望等の取りまとめについて全議員にメール配信）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 3

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.4.24議運確認）

〔議会運営〕

		対応
1	基本的な考え方	期間については、6月通常会議の審議期間末までとする。
		議案審査は優先事項であり、適切な審査のための最低限は維持する。
		会議への出席者は最小限とする。
		議会内部の意思決定については、可能な限り会議を開かずに対応する。
2	全員協議会 (議長所信)	最小限の人数の参加で開催する。
		議員の出席者 … 基本的に半数のみとし、出席しない議員はネット中継等で閲覧する。

〔招集会議〕

		対応
1	議員の出席者	基本的に半数のみとし、出席しない議員はネット中継等で閲覧する。議案の提出があった場合は採決のみ全議員が出席する。
2	執行部の出席者	必要な説明員のみ出席を要請する。（質疑がなければ説明員の出席は求めない。質疑があれば市長と必要な説明員） → 議運正副委員長との調整により、必要な説明員は、市長、副市長、総務部長、質疑への答弁がある説明員とする。

議案審査

3	会派説明	議会局を通じて各会派に説明文と資料を配布の上、不明な点がある会派のみ説明会を開催する。ただし、執行部からの説明は行わないものとし、質疑から入る。
4	提案説明	質疑がなければ、内容簡明とし本会議での説明を受けない。 ※ 質疑がある場合、内容簡明では説明がつかないため
5	質疑	実施するが、答弁を含む発言時間は概ね30分程度に短縮する。 ※ 会議規程上、発言時間は60分。短縮する場合は、今回の件に限った申し合わせとして整理する。
		執行部からのヒアリングはできる限り短くすることとする。
6	委員会審査	説明員の出席は最低限とする。
		執行部の説明は、委員会までに資料とともに文書で提出してもらい、委員会では省略。
		質疑、討論、採決は通常どおり行う。
7	本会議での 討論・採決	通常どおり

正副議長選挙

8	選挙の方法等	各会派での調整のうえ、指名推選で行う。
		退任、就任のあいさつは行わない。 ※ 新正副議長については、就任のあいさつをもって就任承諾としているため、当選の告知のあと、議長から口頭で確認することとする。

常任・特別委員会委員、正副委員長の互選

9	互選の方法等	議運も含め、原則として指名推選で行う。
		正副委員長のあいさつは省略する。 ※ 委員の任期が切れるため、新たな委員を選任する必要がある。条例上は、任期が切れても後任が決まるまで在任するので、放置しても違法にはならないが望ましくない。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 3

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.4.24議運確認）

〔6月通常会議〕

		対応
1	議員の出席者	半数のみを基本とし、採決のみ全議員が出席する。 (議席番号の奇数・偶数で分ける)
2	執行部の出席者	必要な説明員のみ出席を求め、随時の入退場を認める。 (市長・副市長・総務部長 + 質問への答弁がある説明員)
3	会派説明	議案に関する資料（内容説明文書など）を配布し、その上で各会派が開催の必要性を判断する。 【開催する場合】 ① 原則として執行部からの説明は省略し、質疑応答のみとする。 ② 質疑応答を行う議案をあらかじめ指定する。 ③ 質問事項を会派内でとりまとめ、あらかじめ執行部に伝える。
4	意見書	6月通常会議で議決すべき重要な案件のみに限定し、提出にあたっては議運で協議することとする。 提出を希望する会派は、意見書の内容をあらかじめ各会派に説明し、提出について賛同を得ておくこととする。

第1日目（提案説明）

5	提案説明	議員は半数のみ出席。 初日即決議案がなければ、市長のみが出席し、提案説明のみ行う。⇒ 議運正副委員長との調整により、出席は、市長、副市長、総務部長とする。 初日即決議案があり、質疑があった場合は、答弁のある説明員のみ出席する。
---	------	---

第2～5日目（質疑・一般質問）

6	質疑・一般質問	一般質問は行わず、議案に対する質疑のみとする。 質疑の持ち時間は答弁を含んで30分とする。
---	---------	--

第6日目（討論・採決）

7	委員長報告	登壇せず、委員会審査報告書の写しをタブレットに配信する。
8	討論	討論はできる限り短くするよう努める。
9	採決	採決のみ、全議員が出席する。

〔常任・特別委員会（予算決算含む）〕

		対応
1	基本的な考え方	議案審査は可能な限り簡略化した上で行う。 所管事務調査は最小限とする。
2	委員会勉強会	開催しない。常任委員会の勉強会資料は6月下旬を目処にタブレット配信する。 特別委員会においては、勉強会資料の請求も行わない。
3	議案審査	執行部の説明は事前に文書で配信し、委員会当日の説明は省略する。（質疑から始める） 執行部の出席者は最小限とする。ただし、予算決算常任委員会全体会においては、出席を求めない。 質疑・討論・採決は通常どおり。
4	所管事務調査	重要な計画等のうち、6月時点でしか調査できない案件に限る。 執行部の出席者は最小限とする。
5	請願審査	趣旨説明のための請願者本人の出席は御遠慮いただく。 (希望があれば趣旨説明の文書を配信する)
6	開催場所	日程調整の上、可能であれば第1及び第2委員会室のみを使用。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 3

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.4.24議運確認）

〔常任・特別委員会（予算決算含む）〕

7	行政視察	本年度は原則として行わない。
8	特別委員会の設置及び活動	設置の上、当面の間は活動を見合わせる。
9	その他	議員内でコロナウイルスの感染が認められ、もしくは疑われ、定足数を満たすことができないなど、明らかに本会議が開催できなくなった場合、採決日など執行部と調整がつかないときには、地方自治法第179条に基づく専決を認める。

〔議会運営委員会〕

		対応
1	基本的な考え方	最小限の協議のみとする。 議会局職員の出席は最小限とする。 議員による傍聴は引き続き自粛をお願いする。
2	協議事項	通常会議に関する必要な協議のみとし、議会における行政評価など、議会改革関連の協議は当面の間行わない。 軽微な報告・連絡事項、名簿・〇×等の確認はメール及びタブレット配信とし、議運では議題としない。 会議時間の短縮のため、議会局からの説明は最小限とし、資料のとおりでよいかの確認とする。（全日程の説明、議事次第など資料の読み上げで終わるものは説明を省略する） 執行部からの提出予定議案の説明は行わない。 正副議長には資料を渡すのみとし、説明は行わない。 正副議長の出席を見合わせる。
3	開催場所	第二委員会室とする。

〔政策検討会議〕

		対応
1	開催	ミッションロードマップの実行テーマを含め、当面の間は開催しない。

〔その他〕

		対応
1	各会派政策要望	例年8月に実施される会派要望に係る進捗報告（前年度要望に関するヒアリング）は実施しない。 ※ 資料提出も求めない
2	インターンシップ	当面の間は受け入れを行わない。

〔広報広聴、調査〕

		対応
1	基本的な考え方	優先順位の高い業務（議事運営等）に人員を配置することのできるよう、主に資料編さん、広報・広聴業務などの縮小を図る。
2	日常的対応	サイボウズやタブレットなどのシステム管理は、日程管理と緊急性のある対応のみとする。 本会議、委員会等の写真撮影は、議会だより用以外は取りやめる。 他都市から本市への行政視察の受け入れ、研修講師等の依頼については当面の間差し控える。
3	資料編さん等	市政概要の編さんについては、議会局の他業務への人員確保および執行部の負担軽減の観点から、今年度は見送るとともに、視察等来訪者向け及び傍聴者向けの議会資料の作成は当面の間行わない。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 3

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.4.24議運確認）

〔広報広聴、調査〕

広報・広聴に関する業務

4	議会だより	本会議が開催される限りは、発行することを基本とする。ただし、議事日程の縮小などが行われた場合は、それに合わせ、発行ページ数を減らすことも検討する。
5	広報番組	「新正副議長にきく」の5月の撮影は原則しない。また、「各常任委員長にきく」は、常任委員会の所管事務調査が必要最低限しか行われない場合については、原則作成しない。
6	ホームページの更新等	ホームページは議事日程、議員名簿、議決結果など必要不可欠な情報の更新は通常どおり行い、市議会トピックスなどの日常の議会活動に関する情報発信については事前に周知の上、当面の間休止する。メール配信も、登録者に事前に周知の上、当面の間、配信をやめる。大津市議会局Facebookは縮小の意向を事前に周知した上で、緊急性、重要性のある内容を除き、当面の間投稿しない。
7	意見交換会の開催	市議会からの働き掛けは行わないこととし、各種団体等から意見交換会の開催の依頼があった場合も、事態が終息するまでの間は開催しない。

議会広報広聴委員会

8	基本的な考え方	最小限の協議のみとする。 ----- 議会局職員の出席は最小限とする。 ----- 議員による傍聴は引き続き自粛をお願いする。
9	協議事項	原則として、議会だよりの編集に関して必要なことのみ協議することとし、その他の広報・広聴に関連する確認事項、議会改革関連の協議は当面の間行わない。 ----- レイアウト（案）や紙面（案）などの資料を事前にタブレット配信し、当日は議会局からの説明を割愛の上、資料のとおりでよいかの確認・協議のみとする。 ----- 正副議長には資料を渡すのみとし、説明は行わない。 ----- 正副議長の出席を見合わせる。
10	開催日程	2回目の委員会は、紙面の内容の確認・協議の場であり、当日の説明を割愛する場合、事前に内容確認をいただく期間を設ける必要があることから、長期日程に示した開催日から1～2日程度開催日を後ろにずらす。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応（議会運営委員会確認事項）

※ 4

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.5.26議運確認等）

* R2.4.24確認からの変更内容

〔6月通常会議〕

		対応
第2～5日目（質疑・一般質問）		
6	質疑・一般質問	質疑・一般質問を認め、一人当たり30分以内とする。

〔議会運営委員会〕

		対応
1	基本的な考え方 （議員の傍聴）	6月15日（月）から議場での開催に伴い、議場及びモニターでの傍聴が可能となった。
3	開催場所	6月15日（月）から議場で開催(正副委員長判断)。

〔政策検討会議〕

		対応
1	開催	既に設置されている政策検討会議は、当面の間開催しない。

〔その他〕

		対応
1	各会派政策要望	書面での進捗報告を求めるが、提出時期については、執行部との調整を行う。

〔傍聴者の対応〕

		対応
1	基本的な考え方	席に限りがあるが、感染症対策をとった上で、傍聴が行えるようにする。

※ 5

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.7.2議運確認等）

〔6月通常会議以降の対応〕

		対応
1	基本的な考え方	前日に市内で感染者が確認されたことから、議会における新型コロナウイルス感染症対策の見直しは、現時点では行わない。見直しを行うタイミングは、正副委員長に一任。

※ 6

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について（R2.7.9議運確認等）

* R2.4.24確認からの変更内容

〔議会運営委員会〕

		対応
2	協議事項 （行政評価）	議会における行政評価については、方法等の見直し検討を行うこととなっていたが新型コロナウイルス感染症対策により、議運での協議は当面行わないこととしていた。見直しの協議が行えていないため、今年度については、今後の状況を見極めつつ方法等の見直し検討を行うこととし、行政評価は実施しない。

議会BCPの見直し（改正履歴）

改正版	主な見直項目	見直内容
第2版 (平成28年3月)	① 名称に関して ② 情報収集に関して ③ 議会局の行動基準に関して ④ 議員の基本的行動に関して ⑤ 検討事項及び備蓄品に関して ⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> • 「議会事務局」を「議会局」へ改正 • タブレット端末の活用を追記 • 議会局職員（参集者）の初期対応の流れを追記 • 消防団や自主防災会の活動に関する取扱を追記 • 改正事項や配備状況を明記 • 携帯ハンドブック、安否状況確認カードの追記など

改正版	主な見直項目	見直内容
第3版 (令和2年3月)	① 議会災害対策会議に関して ② 庁舎の建物・設備に関して ③ 議会の防災訓練に関して ④ 計画の見直し体制に関して ⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> • 構成者を「各会派の代表者」を「3人以上の議員で構成する会派の代表者」へ改正 • 本館が使用不可となった場合の代替施設を「新館7階の特別応接室」から「新館7階特別会議室」へ改正 • 訓練内容について、大津市災害等対策基本条例の表現に改正 • 計画の見直し体制を「議会災害対策会議」から「議会運営委員会」へ改正 • 議会災害対策会議を地方自治法第100条第12項に規定する「協議又は整理を行うための場」に位置づける（会議条例の一部改正）

改正版	主な見直項目	見直内容
第4版 (令和2年8月)	① 新型コロナウイルス感染症(感染症)に関して	<ul style="list-style-type: none"> • 第5章を「地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」に改正 • 第6章を第5章(4)に改正 • 第6章に「新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」を追記 • 第7章から第9章を1章ずつ繰り下げる • 第7章に「議会局における業務継続のための事業仕分け」を追記 別添様式及び資料の追加